

「学校の教育課程に関する法律案」

についての一考察

中 島 太 郎
伊 藤 光 威

第二次大戦後に行なわれたわが国の教育改革は、20年を経過した今日、当時において知り得なかった諸事実、資料の出現と、それらを通じての改革過程の究明により、改革の意義や成果をより厳密、体系的に研究することが可能となりつつある。

以下にとり上げる「学校の教育課程に関する法律案（以下「教育課程法案」）」は、当時未公開の資料であり、この紹介と検討は、教育改革の一部をなす教育内容改革についての研究を深めるのに役立つと考えられるので、次にそのことについて記してみたい。

「教育課程法案」は、本稿末に転写されているように、法律案として完全な体裁を備えたものではなく、幾つかの条文が欠けているほか、法案の作成日時、作成経過や検討経過についても不明確である。明らかなことは、教育改革のある時点においてこれが作成されたという事実のみである。

したがって、本稿においては、最初に、この法案の作成された時期を明らかにし、次に作成の根拠と意図について検討し、最後に作成を促した理由および国会に提案されなかった理由を指摘してみたい。

I 「教育課程法案」の作成時期

この法案は、わが国の学校のうち、盲学校、ろう学校、高等専門学校を除いて、幼稚園から大学に至る諸学校について、精粗の別はあるが、それぞれの学校の教育課程に関して規定している。規定の形式と内容からみて、法案の主眼点は小学校、中学校、高等学校にあると思われる所以、以下、これらの学校を主にして述べることにする。これらの学校は、法案の中で、いずれも教科とその時間数が条文として規定されているほか、別表の形で付記されている。

したがって、作成時期の解説は、これらの学校の教科とその時間数の変遷をたどることによって可能である。小学校、中学校、高等学校における教科とその時間数は、昭和33年学校教育法施行規則改正まで、学習指導要領およびそれに関する文部省通達によって、基準が示されてきた。「教育課程法案」の別表を基に、これに類似する教科と時間構成をとっているものを、学習指導要領および関係諸通達から求めると、「小学校については〔表I、II〕があげられ、中学校では〔表IV、V〕、高等学校では〔表VII、VIII〕があげられる。それぞれの

〔表〕の作成日時と所収文書名を記すと、〔表Ⅰ〕は昭和22年3月20日、学習指導要領一般編、〔表Ⅱ〕は昭和25年10月28日、初等中等教育局長通達《小学校の教科と時間配当》⁽¹⁾である。〔表Ⅳ〕は昭和24年5月28日、学校教育局長通達《「新制中学校の教科と時間数」の改正について》⁽²⁾、〔表V〕は同年12月9日、初等中等教育局長通達《中学校職業科および家庭科の取扱について》に基づくものである。〔表VII〕は昭和24年6月25日、初等中等教育局長通達《高等学校教科課程の一部改正について》⁽⁴⁾の中で示され、〔表VIII〕は昭和26年7月1日、学習指導要領一般編に示されたものである。これらの〔表〕における教科とその時間数の示

[表I] (昭22.3.20)

学科 学年	国社算理音団家体自由研究 画工語会数科楽作庭育	総時間
I	一〇〇(三) 一五〇(三) 一七〇(三) 一九〇(三) 二〇〇(三)	七〇〇(三)
II	一〇〇(三) 一五〇(三) 一七〇(三) 一九〇(三) 二〇〇(三)	八〇〇(三)
III	一〇〇(三) 一五〇(三) 一七〇(三) 一九〇(三) 二〇〇(三)	八〇〇(三)
IV	一四〇 一七〇 一九〇 二〇〇 二三〇	九〇〇-一〇〇〇(三八-三九)
V	一四〇 一七〇 一九〇 二〇〇 二三〇	一〇〇〇-一一〇〇(三九-三四)
VI	一四〇 一七〇 一九〇 二〇〇 二三〇	一〇〇〇-一一〇〇(三四-三四)

〔表II〕 (昭25.10.28)

教科	国算	社理	音楽	図画工作	家庭	体育	計
学年	語数	会科					
I・II	四〇%—五〇%	三〇%—四〇%	一〇%—二〇%	一〇%—二〇%	—	一五%	100%
III・IV	四〇%—五〇%	三〇%—四〇%	一五%—二五%	一〇%—二〇%	—	一〇%	100%
V・VI	三〇%—四〇%	二五%—三五%	一五%—二五%	一〇%—二〇%	一〇%—二〇%	10%	100%

[表III] (教育課程法案)

学科 学年	国社算理音圖家保選 画健振工体學	
	語会数科樂作庭育習	
I	一四四四七七七七 三三三三二二二二	一五 五 五 一
II	二二二二二二二二 三三三三二二二二	一五 五 一 一
III	三三三三二二二二 三三三三二二二二	一五 五 一 一
IV	一四四四七七七七 二二二二二二二二	七 七 七 七 一 五 五 一
V	二二二二二二二二 三三三三二二二二	七 七 七 七 一 五 五 一
VI	三三三三二二二二 六六六六二二二二	七 七 七 七 一 五 五 一

(1) 近代日本教育制度史料 第23卷 116頁, 講談社 昭32

(2) 同上 " 276 頁, " "

(3) 同上 " 285 頁, " "

(4) 同上 " 417頁, " "

し方を「教育課程法案」におけるそれと対照すると、小学校については、法案の〔表Ⅲ〕は〔表Ⅱ〕よりも〔表Ⅰ〕に近い。〔表Ⅱ〕は、教科区分および時間配当の示し方に特徴があり、教科が四つの大きな経験領域にまとめて示されるとともに、時間配当は、それぞれの領域の時間が全体の時間に対して占める比率であらわされている。この〔表Ⅱ〕は、学習指導要領一般編昭和26年版の原型となったものである。以上のことから、〔表Ⅲ〕の作成時期を推定すると、昭和25年10月以前ということが一応考えられる。次に中学校の場合、〔表Ⅳ〕〔表Ⅴ〕は、いずれも昭和24年の作成であり、「教育課程法案」の〔VI表〕に比べてほとんど差異がない。異っている点は〔表VI〕の選択科中「外国語及び職業家庭以外の教科」が〔表IV〕では「その他の教科」として示され、また〔表IV〕〔表VI〕における「職業家庭」が、〔表V〕では「職業・家庭」として示されていることである。以上の相異のうち、前者については、「教育課程法案」本文第十三条で、「その他中学校においてその教育の目的及び目標を達成するため特に必要と認められた教科」を「その他の教科」と呼ぶことが規定されていて、〔表IV〕と〔表VI〕における教科表現の違いは、本質的なものとは認められない。しかし〔表V〕における「職業・家庭」の示し方は、初等中等教育局長の特別の通達に基づくものであり、それ以前の職業科および家庭科のあり方を根本的に変更するものである。すなわち「職業家庭」として示されている場合には、生徒は職業科または家庭科のいずれかについて主に学習するが、その一方のみを学習することなく、男女いずれの生徒にも適切と思われる単元については両者が学習することになっているのに対し、「職業・学庭」では、職業科と家庭科を合せて一つの教科とし、栽培、飼育を始めとして調理、衛生保育に至るまでの12項目の仕事について、学校が地域と生徒に応じて構成した課程を学習し、実生活を充実発

〔表IV〕 (昭24. 5. 28)

〔表V〕（昭24.12.9）

学年	必修教科	選択教科	特別教育活動	
			小計	外職そ教業の国家庭の他語
I	国習社日数理音団職保画業健工家体語字会史学学科樂作庭育	計	九一〇一五	一四〇三一
I	英語算数社会道徳	計	九一〇一五	一四〇三一
III	英語算数社会道徳	計	九一〇一五	一四〇三一

〔表VI〕（教育課程法案）

展されることになるのである。したがって「教育課程法案」の〔表VI〕が「職業家庭」なる表現を用いていることは、この法案が昭和24年12月以前に作成されたことを示すものである。〔表IV〕との関係では、これと同時か、あるいは若干の前後を伴って、すなわち昭和24年5月頃の作成が考えられる。

高等学校については、「教育課程法案」の〔表IX〕には時間数の表示がなく単位数だけが示されていること、〔表VIII〕では教科、科目ごとの時間数、単位数の学年別配当例が示されていること等、形式上、若干の差異はみられるが、教科、科目の名称、その単位数等、基本的な点では三つの〔表〕が一致している。したがって、高等学校の場合について「教育課程

〔表VII〕 (昭24.6.25)

〔表VIII〕 (昭26.7.1)

教科	国語	社会	数学	理科	保健体育	芸能	家庭	外國語
科目	国語(甲) 漢文(乙)	一日世人時 般本界文事 社会史地問題	一解幾解 般析數二 理学二何二	物化生地 理学物学	保育	音図書工 楽画道作	一家保家食被 庭經家庭族育理物服	
総時間数(単位数)	七〇(二) 三五(九)	七〇(二) 二〇(六)	五五五五五	五五五五五	三五(九) 二六(一)	七七七七七 二二二二二 〇〇〇〇〇 六六六六	七七七七七 二二二二二 〇〇〇〇〇 四〇四〇四〇 二二二二〇〇	七七七七七 二二二二二 〇〇〇〇〇 五五五五〇
学年別の例	第一学年 第二学年 第三学年	一五(三) 一五(三) 一五(三)	一五(五) 五五五五五		一五(三) 一〇五(三)	七七七七七 二二二二二 〇〇〇〇〇	一五(七) 一五(五) 一五(五)	一五(五) 一五(五) 一五(五)

〔表IX〕 (教育課程法案)

教科	国語	社会	数学	理科	保健体育	芸能	家庭	外國語
科目	国語(甲) 漢文(乙)	一日世人時 般本界文事 社会史地問題	一解幾解 般析數二 理学二何二	物化生地 理学物理	保育	音図書工 楽画道作	一家保家食被 庭經家庭族育理物服	
単位数	九二二 六六	五五五五五	五五五五	五五五五	一七九	一二二二 六六四四	七二二 一四四〇〇	五一五

法案」の作成時期を推定すると〔表VII〕の作成された時期、すなわち《高等学校教科課程の一部改正について》通達された昭和24年6月頃以降ということになる。

以上、教科とその時間数の〔表〕の検討から、「教育課程法案」の作成時期を解明しようとしたのであるが、小学校の場合では昭和22年から昭和26年に至る間、中学校では昭和24年12月以前、高等学校では昭和24年6月頃以降ということが考えられるので、これらを総合して、「教育課程法案」は昭和24年6月前後から同年末の間に作成されたものと言えよう。

なお、この法案に使われている「教育課程」という用語が戦後の教育関係法令で最初に使われたのは文部省設置法であり、その公布が昭和24年5月31日であることも、上記の推定を裏づける一つの根拠を与えると思われる。

II 「教育課程法案」作成の根拠と意図

昭和24年に作成されたとみられる「教育課程法案」が、法令上のいかなる根拠に基くものであるのか、また省令としてでなく、法律として、しかも学校の教育課程に関してのみ規定する法律として、この法案を制定しようとする意図はどのように確立されたか、について検討してみたい。

学校の教育課程に関して、学制改革に伴う最初の規定が設けられたのは、昭和22年3月31日公布の学校教育法である。同法第二十条は「小学校の教科に関する事項は、第十七条及び第十八条の規定に従い、監督庁が、これを定める」とし、以下、中学校（第三十八条）、高等学校（第四十三条）、盲学校、ろう学校及び養護学校（第七十二条）、幼稚園（第七十九条）について、それぞれ小学校と同じ趣旨の規定を設けている。この規定のもとに、教科に関する事項を定める監督庁は、同法第百六条によって「当分の間、これを文部大臣とする」とされている。実際に昭和22年5月23日には文部省令第十一号として、学校教育法施行規則が制定され、小学校、中学校の教科の種類が、基準として、具体的に定められたほか、教科課程、教科内容及びその取扱いについては、学習指導要領の基準によると示され、また高等学校では、教科に関する事項はすべて学習指導要領の基準によると定められている。

教科に関する事項のこのような法令上の具体化の過程からも明らかのように、学校教育法第二十条の規定は、直接、「教育課程法案」の作成根拠にはなり得ないのである。ここでは教科に関する事項としての教育課程は、国会の議を経て定められるべき法律ではなく、監督庁である文部大臣の命令として定められるべきものであるからである。

ここで教科に関する事項についての監督庁が、「当分の間」文部大臣とされていることの意味を検討すると「従来の教育行政における中央集権を打破して、……地方分権の方向を明確にし、……教科書、教育内容など重要な事項については、当分の間文部大臣が所掌するが、この権限をいつまでも下級機関に委任することにしてある」⁽⁵⁾のであり、「如何なる教科を教えるかを都道府県監督庁に一任しよう」という立法の趣旨に基くものである。⁽⁶⁾と説明されている。このように新学制の理念の一つである教育行政の地方分権に則って、教科、教育内容、教科書等の教科に関する事項は、将来、都道府県監督庁に一任しようとする意図を含めているのが、「当分の間」と限定されたことの意味である。したがって「当分の間」を経過した後に、文部大臣が教科に関する事項について全国的に規定する法律案を作成する意図は立法当初の昭和22年には存在しなかったと言える。

ところが、昭和23年10月15日文部省令第十八号による学校教育法施行規則の一部改正に伴い、同規則第八十一条の二が追加され、教科に関する事項を、法律として、定める意図が、

(5) 「学校教育法提案理由」教師養成研究会叢書別冊 註解教育法規集 48頁、学芸図書 昭25

(6) 内藤善三郎 学校教育法解説 64頁、ひかり出版 昭22

法令に明記されることになる。追加規定によると「この省令は、別に教育公務員の任免等に関する規定する法律並びに、学校の教科、設備及び編制の基準に関する規定する法律が定められるまで、暫定的に効力を有するものとする」と述べられ、施行規則のこれらの事項を規定する部分が暫定的性格のものであることおよび二種類の法律が制定されることによって施行規則が大幅に改正されることを示している。

ここで予定されている二種類の法律のうち、学校の教科、設備及び編制の基準に関する規定する法律が、どのような事情と意図に基いて考えられているか、また実際にどのような作成の試みがあったかについて検討してみよう。

はじめに、教育改革の諸立法に大きい役割を果した教育刷新委員会の意図についてみると、教育刷新委員会では、学校の教科、設備及び編制だけに限って定める法律の必要は、最初から認めていない。これらの事項は、昭和21年12月27日の第一回建議事項では、次のように述べられている。

「四 教育行政に関するここと」

二…市町村及び府県に公民の選挙による教育委員会を設けて教育に関する議決機関となし、これらの機関は、一般に管内の学校行政及び社会教育を掌り、学校の設置、廃止、管理、教育内容、人事、教育財政等の権限を持つが、…実施に当っては円滑な運営を特に考慮すること。」

この建議に明らかなように、学校の設置、廃止、管理、教育内容等すなわち教科、設備及び編制に関する事項を、教育委員会に所掌させる方針は、早くから示されている。したがってこの建議後、三ヶ月を経て成立した学校教育法は、新学制の大綱を示すという目的上、教科、設備及び編制に関する規定を含んでいるが、これらの点に関して監督庁を最終的に決定することなく、「当分の間、文部大臣とする」ことが示されている。立法におけるこの趣旨からみて、学校教育法第三条（設備、編制その他に関する設置基準）以下、文部大臣が定めることを委任された一連の事項は、その大部分が教育委員会の権限事項に予定されていたものといえる。したがって、これらの事項についての規定が、内容のほとんどを占めている学校教育法施行規則は、教育委員会が教科、設備及び編制等に関する規定を伴って設置される場合には、当然、大多数の規定を廃止しなければならなくなる。事実、教育委員会法に基いて設置された教育委員会は、同法第四十九条によって、その権限を行使するために「一、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止のこと。

三、教科内容及びその取扱いに関するここと」の事務を行うことと定められたので、先に記した教員の任免等に関する規定する法律が、成案をみていたことにも関連して、昭和23年7月には、学校教育法施行規則の大多数の規定が、存立の根拠を問題とされるようになる。こう

(7) 近代日本教育制度史料 第19巻 251頁、講談社 昭32

して、文部大臣は、大学以外の学校に関して関与できなくなる体制が明らかになり、しかも、このことは、教育委員会法の次の規定により強化されている。すなわち教育委員会法第五十五条は、「法律に別段の定がある場合の外、文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、都道府県委員会は、地方委員会に対して、行政上及び運営上指揮監督をしてはならない」と定めているのである。このような事態に対処して、文部大臣が、学校の教科、設備及び編制に関する事項に関するためには、省令ではなく、これらの事項に関する法律によって根拠を持たなければならなくなる。この点について立法化をはかり、文部大臣の関与権を確立しようとしたのが、「学校の教科、設備及び編制の基準に関する規定する法律」であり、学校教育法施行規則のこれに関する諸規定の廃止後の事態に対処するための措置して用意されたものと考えられる。なお上記の法律は、当時、学校教育法施行規則第八十一条の二が公布される以前に、既にその作成の進められていたことが次の記述から明らかにされる。⁽⁸⁾それによると「曾て文部省は……昭和23年1月に中学校設置基準委員会を設置し、当時の東京高師附属主事石三次郎氏を委員長として、教育実際家も参加し、三ヵ月間審議し、中学校設置基準として教科、規模、編制、設置等に関する基準の答申を」させ、「当時これは、その秋の通常国会に上程されるという話になっていた。然してこれが法律として公布されるときは当然学校財政に関する諸法律の裏付となるので、……その制定と実施に大いに期待」されていたことが報告されている。この記述から明らかなように、中学校に関しては、施設、設備、編制に関する単なる設置基準ではなくて、教科を含めた学校基準法案とも言うべきものの作成が進められていたのである。

なお、この記述から、学校教育法施行規則中の教科、設備及び編制を規定した部分が、基準として法律の形をとるように意図されたことは、文部大臣の関与権留保の意図のほか、学校財政の安定、確立をはかる意図のあったことがうかがわれる。

以上、学校教育法施行規則第八十一条の二をめぐる、幾つかの点について検討したのであるが、次に第八十一条の二と「教育課程法案」の関係についてみると、この規定は、教科を含めた事項について基準を定める法律の必要については、十分な根拠を与えていたが、条文に忠実に従うと、教科だけに関して基準を規定する法律案作成の根拠としては不十分である。その理由は、一方において「教育公務員の任免等に関する規定する法律」の必要が示され、それに並べて「教科、設備及び編制の基準に関する規定する法律」の必要が述べられることにより、作成の必要な法律としては二種類に限られるからである。したがって教科に関する事項だけを定めようとする「教育課程法案」の作成に対して、第八十一条の二は、それを可能にする一応の根拠を与えるものではあるが、そのまま結びつくものではないと言える。第八十一条の二に深い関連をもって作成されたと推定されるものは、時期および法案の内容

(8) 牛山栄治 学制の再検討、全日本中学校長会編 中学校十年の歩み 119頁、全日本中学校長会編集部 昭32

からみて、上記の中学校基準法案であると思われるからである。

そこで、「教育課程法案」の作成に直接の結びつきを持つ規定を求めるに、それは昭和24年5月31日公布の文部省設置法に定められた次の規定に求められる。

「第四条（文部省の任務）文部省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

二 民主教育の体系を確立するための最低基準に関する法令案その他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること。

第五条（文部省の権限）文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を行使する。

但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む）に従ってなされなければならない。

二十五 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に関し、教育課程、教科用図書その他の教材、施設、編制、身体検査、保健衛生、学校給食及び教育職員の免許等についての最低基準に関する法令案を作成すること。」

以上の規定の制定により、文部省はその任務の一つとして、学校教育の最低基準法令案を作成しなければならなくなり、この任務は、学校教育法施行規則第八十一条の二の規定に基いて、教育課程の最低基準法令案を作成することによって果されることになる。そして、その場合、この教育課程の最低基準法令案の作成は、文部省の正当な権限行使なのである。

「教育課程法案」は、このような法令上の根拠に基いて作成されたものと考えられる。

ここで、最初のうち、全面的に地方委譲の予定されていた教科に関する事項を、教育課程の最低基準法令案作成権として、文部省が掌握したことについて、文部省設置法の成立経過を中心に検討してみよう。

はじめに、教育刷新委員会の建議の動向から触れると、前記第一回建議事項「四、教育行政に関する事項」の中で、「1、従来の官僚的画一主義と形式主義との是正。3、教育の自主性の確保と教育行政の地方分権」の原則が示され、これに関連して教育委員会が教育内容を議決するように述べているほか、文部省のあり方についての積極的な提案はみられない。教育刷新委員会の文部省に対するこのような否定的態度は、その後も一貫して続けられている。⁽⁹⁾ 昭和22年12月27日第九回建議事項「大学の地方移譲、自治尊重並びに中央教育行政の民主化について」の中では、中央教育委員会の設置とともに新たに文化省（仮称）を設けて、文部省はこれに統合することとし、さらに中央教育委員会の審議を経る条件のもとに文化大臣が所管する学校関係の事項として、「1、学校教育に関する基本方針、2、学校施設の基準、3、教員資格の基準」等を掲げているが、教育内容の基準についてはとり上げていないので

ある。また昭和23年2月6日第十二回建議事項「中央教育行政に関すること」の中では、從来、教育省たるの感が深かった文部省は廃止し、新たに学芸省（仮称）を設置することを勧告している。⁽¹⁰⁾新設の学芸省は、科学、技術、芸術、教育その他文化の均整のとれた向上と普及とについて適切な奨励とあっせんとを行なうが、所管行政については、科学、技術、芸術、教育その他文化の実体には干渉しないものであることを強調している。したがって教育刷新委員会においては、学校教育の実体をなす教育内容について、その統一的基準を示す「教育課程法案」に類するものを、中央教育行政機関に作成させる意図は昭和23年初期までは、明らかになかったものと言えよう。

文化省や学芸省ではない文部省の構想が、具体化しはじめるのは、教育刷新委員会第十二回建議以後のことである。その最初のものは、上記の建議から一か月を経た3月に文部省自身の作成した「文部省機構改革について」の改革案である。この改革案の中で、文部省は先の第十二回建議の線に沿って、行政の性格を監査行政から助長行政に改めることを明らかにしているが、所管事項と機構の重点は学校教育に置き、学校の教育内容に関しては、学校教育局のような局で「学校教育法の施行と運営に関する事務」を所管することが記されていて、教科に関する事項の所管を移譲する意図がないことを明らかにしている。このことは11月の「文部省CIE事務所軸に基く文部省設置法案」において、初等教育局、中等教育局、大学學術局の所管する主要事務が、それぞれの局に対応する学校の教育内容指導にあることが示されて、より明確化されている。その後、上記案に対してCIE（連合国軍最高司令部民間情報教育部）が昭和24年2月4日に提示した「文部省設置法CIE修正案」では、文部省の権限として「初等及び中等教育につき教育課程、教科用補助手段、学校の施設、身体検査、学校衛生及び生徒、教員の保健について全国的な最小限度の基準に関する法令案を作成すること」⁽¹¹⁾が記されていて、教育内容についての文部省の関与を、教育課程最低基準法令案の作成という形で認めている。そして、このことは、その後の文部省の改組の過程で、文部省の所管する主要事項として意義づけられ、制度化されるのである。すなわち上記CIEの提示案を考慮して文部省が2月14日に作成した「文部省改組の方向」⁽¹²⁾なる文書では、機構改革の基本方針として、次のように述べられることになる。

機構改革の基本方針は「第一に教育の地方分離化に伴い文部省の権限は必要最小限度に止めること。第二に教育内容の全国的基準を設定し、且つこれに基く専門的技術的指導助言を与えること」その他である。この方針の確定以後、先にCIEから提示された案を基にしながら、局の構成や字句表現に修正を加えて、文部省設置法の最終案は昭和24年4月22日に国

(10) 近代日本教育制度史料 第19巻 271-272頁、講談社 昭32

(11) 文部省大臣官房文書課保存「文部省機構関係資料」、小山久策 文部省設置法に関する一考察(昭和32年度東北大学教育学部卒業論文) 133頁所収

(12) 文部省大臣官房文書課保存「文部省機構関係資料」、小山久策 文部省設置法に関する一考察(昭和32年度東北大学教育学部卒業論文) 139頁所収

会に提案されている。

以上の経過からみると、文部省が機構改革後も教科に関する事項を所管事項として留保する意図を抱いたのは、かなり早く、昭和23年前半期すなわち教育刷新委員会の第十二回建議に対する対案作成の時期にあらわされている。そしてこの時期は、先に述べた中学校設置基準法案の作成時期とも一致している。

この時に示された意図は、昭和23年末には、学校の教育内容に関する指導を、学校関係諸局の所管事務の中心事項とするまでに拡大されるが、このことに大きく作用していると思われるには、同年7月の教育委員会法の成立であり、それに影響されて規定されたとみられる学校教育法施行規則第八十一条の二である。CIE折衝の過程では、おそらく、この規定が文部省に教育課程の最低基準法令案作成を、主要な任務、権限として保有させるための一つの根拠となったことと思われる。

その後、昭和24年2月CIEによる文部省設置法案の提示から文部省設置法の制定までの期間は、「教育課程法案」の作成が実際に可能とされる事務担当機関の整備に重点が置かれた時期と考えることができよう。

III 「教育課程法案」の作成と廃止

文部省設置法の成立に伴って、文部省機構の確立した昭和24年後半に、「教育課程法案」の作成が可能となり、実際に作成が進められたと推定されるが、この時期に、このような形の法案が作られた理由と、法案が国会に提案されなかったことの理由について、以下、若干の指摘を加えてみよう。

「教育課程法案」作成の第一の理由として、文部省が、全国的に一定の教育水準と教育効果を保障しようとしたことが考えられる。当時、進行していた教育の地方分権化は、地方と学校の自主性の尊重に基づくものであるが、このことは教育の地方差、学校差を前提としているので、これが誤用され、極端化すると学校ごとの教育内容に共通の基盤が失われることになる。こうなった場合一定の教育水準と教育効果が保障され難く、ひいては学校教育法の規定する目的、目標の達成が懸念されることになる。昭和23年から24年前半の学校教育の実態には、文部省からみて、先の懸念を裏づける例があり、それへの対策として、一定の教育水準と教育効果を保障する目的のもとに、この法案が作成されたと思われる。懸念を裏づける例として、中学校、高等学校の一般社会科、理科における解体分割指導、一般社会科の指導を行わないで、その時間を他教科の指導に用いる等のことがあり、これらのことに関して、文部省は昭和24年2月7日教科書局長通達《⁽¹³⁾学習指導要領にもとづく単元学習について》の中で、いましめている。また小学校、中学校については、ヨア・カリキュラム連盟を

(13) 近代日本教育制度史料 第23巻 274頁、講談社、昭32

中心とするカリキュラム作成運動があり、昭和24年中期には、この運動における教科基準の無視が問題視されている。

第二の理由として、当時、学校の教育課程の基準として示されていた文部省作成の学習指導要領が、教育委員会法および文部省設置法の制定に伴って、教育委員会に対してその作成権が与えられることになったために、唯一絶対の基準でなくなり、その結果、学習指導要領の基礎となるものを法律化し、文部省の教育内容指導行政の根拠を確立しようとしたことが考えられる。

第三の理由は、当時の学習指導要領が、学校と教師に対する手引きであり試案としての性格のものであったうえ、その内容の中に示されている基準が広い範囲にわたりながら、しかも強弱を明確にしないままに示されていたので、これを受ける側に困難があり、その点の是正として、最小限の基準をとり出し、法律化しようとしたことである。

次に「教育課程法案」が、国会に提案されなかった主な理由として、第一に考えられるのは、一般に教育の自主性と地方分権化を尊重支持する気分が支配的のことである。

第二は、教育の本質からみて、教育課程は、社会の要求および児童青年の生活に基いて構成さるべきであり、したがって社会の変化につれて、また文化の発達につれて変わるべきものであるとの立場から、これを法律で固定化することは、教育課程の適応性、弾力性を失わせるとの教育的観点に立脚する反対の強かったことが言える。このような教育観とそれに基く教育課程構成は、昭和22年文部省の作成した学習指導要領一般編において述べられ、その後、教科編、ことに社会科編で強調され、文部省の奨励のもとに、昭和24年当時には、広く各学校に渗透しているからである。

最後に、「教育課程法案」が、わが国の戦後教育改革の中でもつ意義について述べると、この法案は、教育の地方分化権から中央集権化へ、地方と学校による教育課程編成から文部省による編成への過渡期の段階において、中央による教育内容規制を民主的手続きのもとに実施しようとした一つの試みであると言えよう。すなわち、教育内容の規制方式には戦前にみられるように教育課程の細目まで、国が一方的に命令をもって規制する方式を極として、教育課程の大綱的基準を国会の議に基いて法律に定める方式、あるいは教育課程を完全に学校に委ねる方式その他、幾つかの方式が存在するが、戦後のわが国の場合、昭和22年学校教育法制定当時に構想された地方と学校の自主性を尊重する方式が、次第に中央規制の度を強め、最近では昭和33年8月省令による学校教育法施行規則一部改正にみられるように、同規則第八十一条の二を削除して、教科に関する事項は文部大臣の命令をもって定める方式が法制的に完全に確立している。したがって最近の規制方式では、手続き面で、国会の議を経る必要がなくなり、一方的な中央規制が可能とされるのに対し、「教育課程法案」では中央規制を志向しながらも、手続き上、民意の尊重という民主性を保った規制が意図されていたと言えるのである。

〔付録〕 学校の教育課程に関する法律案

第二章 小学校

第一節 教育課程

(教育課程)

第三条 小学校の教育課程は、学校教育法第十七条及び第十八条の目的及び目標を達成するために、学校の指導計画に基いて行われる教科の学習、選択学習その他児童の心身の発達に有効な活動及び経験とする。

2 教科の学習は、教員の指導の下に、教科について行われる児童の学習とする。

3 選択学習は、教員の指導の下に児童が特に選んだ事柄について行われる児童の学習とする。

(教科)

第四条 小学校の教科は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び保健体育とする。

(教科の学習及び選択学習の時間数)

第五条 小学校において教科の学習及び選択学習に充てる時間数は、第一学年においては 770 時間、第二学年においては 840 時間、第三学年においては 875 時間、第四学年においては 980 時間から 1050 時間まで、第五学年及び第六学年においては 1050 時間から 1090 時間までとし、その各教科別の時間数及び選択学習の時間数は別表第一の定めるところによる。

(学年)

第六条 小学校の学年は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第三章 中学校

第一節 教育課程

(教育課程)

第十二条 中学校の教育課程は学校教育法第三十五条及び第三十六条の目的及び目標を達成するために、学校の指導計画に基いて行われる教科の学習、特別教育活動その他生徒の心身の発達に有効な活動及び経験とする。

2. 特別教育活動は、教員の指導の下に、生徒が行う研究、運動、趣味、又は娯楽のための活動及び社会的、公民的な活動とする。

(教科)

第十三条 中学校の教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、職業、家庭、外国语及びその他中学校においてその教育の目的及び目標を達成するため特に必要と認められた教科（その他の教科という。第十四条の場合も同様とする。）とする。

(教科の学習及び特別教育活動の時間数)

第十四条 中学校において教科の学習及び特別教育活動に充てる時間数は毎学年 1050 単位時間以上とし、その各教科別の単位時間数及び特別教育活動の単位時間数は、別表第二の定めるところによる。

2 学校は、外国語及びその他の教科を除く前条の教科の学習に、別表第二に定める単位時間を充てなければならない。但し、これらの単位時間数の合計は1015単位時間をこえてはならない。

3 前項のほか、学校は、前条の教科のうちから、生徒の希望により選択履修できるよう適当な教科を選び、その学習に、別表第二に定める単位時間を充てなければならない。

(準用規定)

第十五条 第三条第二項及び第六条の規定は中学校に準用する。

第四章 高 等 学 校

第一節 教 育 課 程

(教育課程)

第十九条 高等学校の教育課程は、学校教育法第四十一条及び第四十二条の目的及び目標を達成するために、学校の指導計画に基いて行われる教科の学習、特別教育活動その他生徒の心身の発達に有効な活動及び経験とする。

(普通課程及び専門(職業)課程)

第二十条 高等学校の通常の課程及び夜間又は特別の時期及び時間において授業を行う課程(以下定時制の課程という。)には、普通教育(高等普通教育)を主とする課程(以下普通課程といふ。)又は専門教育を主とする課程(以下専門課程(職業課程)といふ。)を置くものとする。

(教 科)

第二十一条 高等学校の教科は、国語、社会、数学、理科、保健体育、芸能、家庭、外国語、農業、商業、工業、水産、家庭技芸及びその他高等学校においてその目的及び目標を達成するため特に必要と認められた教科(その他の教科といふ。この章中以下同様とする。)とする。

(科 目)

第二十二条 前条の教科は二以上の科目に分けるのを例とする。

科目的種類は、別表第三に定めるもののほか、農業、工業、商業、水産及び家庭技芸の各教科に属する科目については文部省令で、その他の教科については所轄庁の認可を経て学校が定める。

3 科目(科目に分けない教科を含む。以下同様とする。)は必修科目と選択科目とに分ける。

(教科の学習及び特別教育活動の時間数)

第二十三条 高等学校において教科の学習及び特別教育活動に充てる時間数は、毎学年1050単位時間以上とする。但し、定時制の課程にあってはこの限りでない。

2 前項の規定は、高等学校の通信による教育を行う課程(以下通信教育の課程といふ。)には適用しない。

(单 位)

第二十四条 高等学校においては一科目についての三十五単位時間の課程(通信教育の課程にあってはこれに相当する課程)の履修を一単位とする。

(各科目につき修得すべき単位数)

第二十五条 生徒が各科目につき修得すべき単位数は、別表第三に定めたもののほか、農業、工業、商

業、水産及び家庭技芸の各教科に属する科目については文部省令で、その他の教科に属する科目については所轄庁の認可を経て学校が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信教育の課程において生徒の修得することのできる、単位数は三十単位までとし、単位を修得することの出来る科目的種類その他必要な事項は、その特殊性を考慮して、文部省令で定める。

(卒業に要する単位数)

第二十六条 高等学校の卒業に要する単位数は、必修科目につき別表第三に定める単位数を含む八十五単位とする。

(準用規定)

第二十七条 第三条第二項、第六条及び第十二条第二項の規定は、高等学校に準用する。但し、通信教育の課程については、第六条の規定は準用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期制の課程にあっては、十月一日に始まる一年若しくは六月の学年又は四月一日に始まる六月の学年を設けることができる。

第五章 大 学

(教育課程及び編制)

第三十九条 大学の教育課程及び編制に関し必要な事項は、大学設置審議会の議にもとづき、文部省令で定める。

第七章 養 護 学 校

(教育課程及び編制)

第四十九条 養護学校の教育課程及び編制に関し必要な事項は、児童、生徒及び幼児の心身の障害の程度その他の特殊な事情を考慮して、文部省令で定める。

第八章 幼 稚 園

第一節 教 者 課 程

(教育課程)

第五十条 幼稚園の教育課程は、学校教育法第七十七条及び第七十八条の目的及び目標を達成するために、幼稚園の指導計画に基き、言語、社会、理科、音楽、保健、体育、絵画、製作、その他を中心として行われる幼児の心身の発達に有効な活動及び経験とする。

(保育日数)

第五十一条 幼稚園の保育日数は、毎学年200日以上とする。

(準用規定)

第五十二条 第六条の規定は、幼稚園に準用する。

別表第一

教科及 選択学習	学年	1	2	3	4	5	6
国語		175	210	210	245	210-245	210-280
社会		140	140	175	175	175-210	175-210
算数		105	140	140	140-175	140-175	140-175
理科		70	70	70	105	105-140	105-140
音楽		70	70	70	70-105	70-105	70-105
图画工作		105	105	105	70-105	70	70
家庭						105	105
保健体育		105	105	105	105	105	105
選択学習					70-140	70-140	70-140

別表第二

区分	教科及び 特別教育活動	学年	1	2	3
第十四条第二項に規定する教科及びその単位時間数	国語		140-210	140-210	140-210
	習字		35-170	35-70	
	社会		140-210	105-175	140-210
	日本史			35-105	35-105
	数学		140-175	105-175	105-175
	理科		105-175	140-175	140-175
	音楽		70-105	70-105	70-105
	图画工作		70-105	70-105	70-105
	保健体育		105-175	105-175	105-175
	職業家庭		105-140	105-140	105-140
第十四条第三項に規定する教科及び特別教育活動及びこれらの単位時間数	外国語		140-210	140-210	140-210
	職業家庭		105-140	105-140	105-140
	外国語及び職業家庭以外の教科		35-210	35-210	35-210
	特別教育活動		70-175	70-175	70-175

別表第三

教 科	科 目	単 位 数
国 語	國 語 (甲)	9
	國 語 (乙)	2 - 6
	漢 文	2 - 6
社 会	一 般 社 会	5
	日 本 史	5
	世 界 史	5
	人 文 地 理	5
	時 事 問 題	5
数 学	一 般 数 学	5
	解 析 (一)	5
	幾 何	5
	解 析 (二)	5
理 科	物 理	5
	化 学	5
	生 物	5
	地 学	5
保 健 体 育	保 健	2
	体 育	7 - 9
芸 能	音 楽	2 - 6
	図 画	2 - 6
	書 道	2 - 6
	工 作	2 - 6
家 庭	一 般 家 庭	7 - 14
	家 族	2
	保 育	2 - 4
	家 庭 経 理	2 - 4
	食 物	5 - 10
	被 服	5 - 10
外 国 語		5 - 15

備 考

- 一 必修科目は左に掲げる科目とする。
- イ 国語(甲), 一般社会 保健及び体育
- ロ 社会, 数学及び理科の各教科に属する科目(一般社会を除く)のうちから, それぞれ生徒の選ぶ一科目
- ハ 職業課程を修めようとする生徒については, 不及びロに掲げる科目のほか所轄庁の認可を経て学校が定めた当該課程に必要な科目
- ニ 生徒は, 前号イ及びロに掲げる必修科目について, この表に定める単位数を修得しなければならない。但し体育については七単位を修得すればよい。

三 職業課程を修めようとするものについては、前号のほか、第一号ハに掲げる科目につき、三十単位を修得しなければならない。

四 職業課程を修めようとする生徒が社会、理科、又は数学の教科に属する科目を選択科目とするときは、一単位から五単位までの間で学校が定めた六単位を修得すればよい。

小学校

一、小学校教育課程の教科中、「体育」を「保健体育」とし、「自由研究」を「選択学習」と改める。

幼稚園

一、幼稚園の教育課程は、学校教育法第七十七条及び第七十八条の目的及び目標を達成するために、言語、社会、自然観察、音楽、健康、絵画、製作、その他を中心とした指導計画に基いて行われる幼児の心身の発達に有効な活動及び経験とする。